**立山町高齢者住宅改善費補助金**



町では、高齢者が住み慣れた家庭で

できるだけ長く生活できるよう、

居住環境の改善工事を実施する場合に、

その工事費の一部を補助しています。

１．申請できる人

次の①から③のいずれかに該当し、前年の所得税が課税されていない世帯の者

①住民登録している満65歳以上の町民で居住環境の改善を必要とする者

②介護保険法第115条の45第１項第１号に規定する第１号事業（介護予防・生活支援サービス事業）対象者

③介護保険法の規定により認定された要介護者・要支援者

２．対象となる工事及び補助金の額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象者 | 補助金の額（上限） | 対象工事費 |
| ①の世帯 | 対象工事費に2／3を乗じた額（上限：450千円） | ・手すりの設置及び段差解消に必要な工事費 |
| ②の世帯 | 対象工事費に2／3を乗じた額（上限：450千円） | ・手すりの設置及び段差解消に必要な工事費・便所、浴室、廊下、玄関、居室等において町長が特に必要と認める改善工事費 |
| ③の世帯 | 対象工事費に2／3を乗じた額（上限：900千円） | ・手すりの設置及び段差解消に必要な工事費・便所、浴室、廊下、玄関、居室等において町長が特に必要と認める改善工事費 |

※　補助金の額は、千円未満の端数は切り捨てになります。

※　対象工事は、介護保険制度での助成基準に準じます。

※　③に該当する方は、まずは介護保険制度を利用いただき、介護保険での助成を控除した額が対象工事費になります。

　【例】③の世帯に該当する場合

　　総事業費１５０万円（うち補助対象１２０万円、対象外３０万円の場合）

　　介護保険での助成２０万円（上限２０万円）

　　対象工事費１００万円（補助対象１２０万円－介護保険助成２０万円）

　　町補助金額666千円　※千円未満の端数切り捨て

（対象工事費1０0万×２/３＝666,666円）

３．申請の手続き

(1)申請者は、工事前に申請書など書類一式を町に提出してください。

(2)町は、申請内容を審査し、補助金の決定（却下）について通知します。

(3)申請者は、決定内容に従い工事を着工します。

(4)申請者は、申請内容に変更等がある場合、町に変更申請書を提出します。

(5)町は、変更申請内容を審査し、その結果を申請者に通知します。

(6)申請者は、工事完了後、速やかに実績報告書など書類一式を町に提出します。

(7)町は、現地調査など審査を行った後に、申請者に確定金額を通知します。

　（指定の口座に補助金を振り込みます。）

４．提出書類

|  |  |
| --- | --- |
| 申請時 | ・補助金交付申請書・住宅改善調査書・平面図・工事着工前の写真（対象工事となる部分全部の写真）・見積書（写）（改善場所毎に各々の工事見積金額を詳細に記載したもの）・前年前の所得課税証明書（世帯員全員分）・介護保険法に規定する住宅改修費の支給決定通知書（写） |
| 変更・中止等の申請時 | ・変更申請書・平面図（当初と変更に係る部分を比較できるもの）・工事着工前の写真（変更に係る部分全部の写真）・見積書（写）（変更に係る工事見積金額を詳細に記載したもの） |
| 工事完了時 | ・実績報告書・住宅改善工事完了報告書・平面図（申請書、変更申請書に添付したものと同一の場合は省略できる）・工事完成後の写真（交付申請書に添付したものと同一方向から写したもの）・領収書の写し及びその内訳書（内訳書は、対象工事以外の工事があった場合、補助金交付対象工事と対象外工事を区分し、対象工事費を詳細に計上すること）・請求書 |

担当：立山町健康福祉課社会福祉係

電話：０７６－４６２－９９５４